

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月4日

【事業年度】 第143期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 東リ株式会社

【英訳名】 T O L I C o r p o r a t i o n

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柏原賢二

【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市東有岡5丁目125番地

【電話番号】 (06) 6492-1331 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉森忠重

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋2丁目10番4号

【電話番号】 (03) 3434-4191

【事務連絡者氏名】 東京管理部長 鈴木均

【縦覧に供する場所】 東リ株式会社東京管理部  
(東京都港区東新橋2丁目10番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

(注) 東京管理部は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第143期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを修正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

<省略>

(2) コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑥

<省略>

⑦取締役の選解任の決議要件

<省略>

⑧株主総会の特別決議要件

<省略>

⑨会計監査の状況

<省略>

⑩監査報酬の内容

<省略>

(訂正後)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<省略>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①～⑥

<省略>

⑦ 取締役の選任の決議要件

<省略>

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

1) 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

2) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

3) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨、定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

<省略>

⑩ 会計監査の状況

<省略>

⑪ 監査報酬の内容

<省略>